

保育所施設整備基準のあり方について

——ドイツおよびスウェーデンとの比較を通して——

A Study of the Ideal Standards in the Physical Environments of
Day Nurseries through a Comparison with Germany and Sweden

住居学科 小池 孝子 定行 まり子 野島 香織
Dept. of Housing and Architecture Takako Koike Mariko Sadayuki Kaori Nojima

抄 録 日本の認可保育所は、制度成立以来全国一律の基準としての児童福祉施設最低基準により整備がおこなわれてきた。しかしながらその条文の文言のあいまいさにより、自治体によっては内規を定めてそれを運用している例がみられることから、本研究においては全国の政令指定都市を対象に運用の実態に関する調査をおこなった。その結果、半数近くの自治体が内規を制定していること、内規として最低基準以上の一人あたり面積を規定していても定員の弾力化により面積基準が事実上緩和される場合があることが明らかになった。さらに、ドイツ・スウェーデンにおける保育所の施設基準との比較を通して、日本の数値基準および基準項目との差異について検討し、今後の保育所の物的環境指標に取り入れるべき項目について指摘した。

キーワード：保育所、物的環境、保育室、園庭

Abstract This survey examined the physical environment standards of day nurseries in Japan. It was found that the criteria are interpreted in various ways by local authorities due to the ambiguousness of the texts concerning the area per child, which occasionally reduces the nursery area per child. The numerical levels and standards among Germany, Sweden and Japan were compared. Finally, proposals are made for the future physical environment standards for day nurseries.

Keywords : day nursery, physical environment, nursery room, playground

1. 研究の背景と目的

日本の認可保育所は、児童福祉施設最低基準を施設整備基準とし、全国一律の水準が保たれてきた。しかしながら各自治体においては最低基準の他に内規として運用基準を持つものが存在する。本研究は、子どもの育ちや生活に必要な機能を確保するために、現行の施設整備基準の水準および規定されている項目について各自治体での運用を明らかにしたうえで、海外の施設整備基準との比較をおこない、その妥当性について検討し、子どものための環境の質の維持・向上を目指した保育所整備のための物的環境指標に関する提案を行うための基礎資料とする

ことを目的とする。なお、児童福祉施設最低基準は2012年4月に地方条例化されているが、本研究は地方条例化以前におこなった調査をもとにしている。

2. 調査の方法

調査時点において全国一律の基準であった最低基準について、全国の政令指定都市を対象として運用実態について調査をおこなった。2009年11月、全国の政令指定都市19市を対象にアンケートの回答と施設整備に関わる規約等の資料の送付を依頼し、新潟市、名古屋市を除く17市より回答を得た。調査内容は、待機児童数や地方自治体独自の施設整備基準（以下「自治体独自基準」とする）などである。

分析の対象とした市の調査結果の概要を表1に、待機児童数など保育所の充足状況を図1に示す。

また、海外諸国の基準との比較としてドイツおよびスウェーデンを取り上げた。2010年3月および2011年8月にドイツを、2011年8月および2012年3月にスウェーデンを訪問し、現地での資料収集と自治体担当者へのヒアリング調査をおこなった。

3. ドイツおよびスウェーデンにおける保育施設制度との比較

3.1 国と地方自治体による保育行政

(1) 日本の保育行政制度

日本の認可保育所制度は全国共通の制度であり、その施設整備基準は児童福祉施設最低基準として示されてきた。認可保育所の設置者となる地方自治体は、この最低基準を遵守して保育所整備をおこなってきた。2012年に児童福祉施設最低基準が地方自治体に条例委任されたが、条例委任前である本調査時点においても定員の弾力化による児童受け入れは地方自治体の裁量に任されていた。定員を弾力化できるのは初めから余裕をもって保育所施設が作られているからであり、当然ながら弾力化をおこなっても最低基準を守ることは必要とされる。

調査結果より、弾力化による定員の割増は125%で対応しているところが6市と最も多く、次いで「上限なし」が4市、115%が2市となっている。「上限なし」とは、最低基準の範囲内で上限を設けずに受け入れていることを指している。弾力化をおこなわないとすれば、待機児童はさらに増えることがうかがえる。弾力化の値は厚生労働省通知によって「年初15%」「年度後半25%」と制限されているが、弾力化をおこなう際には環境の質の確保に留意する必要がある。

認可保育所の施設基準に関する内規の有無については、なし（最低基準のみ）が9市、政令指定都市において条例・指針・要綱・内規等を定めているものが7市、県の定めた基準に従っているものが1市となっている（表2）。内規による保育所の面積基準は、特に乳児（0歳、1歳）室に関する部分について定めている自治体が多い。この理由としては最低基準の文言が表3のようになっており、乳児室・ほふく室の解釈次第で運用に差が生じてしまうことを避けるためと考えられる。

実際に地方自治体による内規では0歳児室、1歳

表1 調査結果の概要

	未就学児人口	入所人数	待機児童数	定員	定員充足率	弾力化率
札幌市	86,236	19,279	952	17,395	110.80%	125%
仙台市	54,231	11,597	620	10,764	107.70%	110%
さいたま市	66,525	11,292	472	10,503	107.50%	115%
千葉市	51,260	11,366	867	10,313	110.20%	125%
横浜市	193,344	36,652	1,290	36,871	99.40%	値不明
川崎市	80,076	14,382	1,490	13,695	105.00%	125%
相模原市	35,654	7,762	439	7,558	102.70%	115%
静岡市	35,064	11,639	132	11,505	101.20%	上限なし
浜松市	46,328	8,631	134	8,155	105.80%	上限なし
大阪市	127,207	40,836	608	41,286	98.90%	値不明
堺市	47,497	13,166	804	11,763	111.90%	120%
京都市	67,505	25,911	180	24,400	106.20%	125%
神戸市	78,090	20,273	627	18,998	106.70%	120%
岡山市	39,256	14,304	0	12,857	111.30%	125%
広島市	66,988	19,923	90	22,705	96.20%	125%
北九州市	50,224	15,270	0	15,814	96.60%	上限なし
福岡市	78,435	25,048	473	23,755	105.40%	上限なし

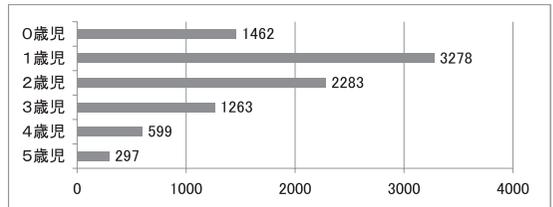


図1 年齢別待機児童数（調査対象17市合計）

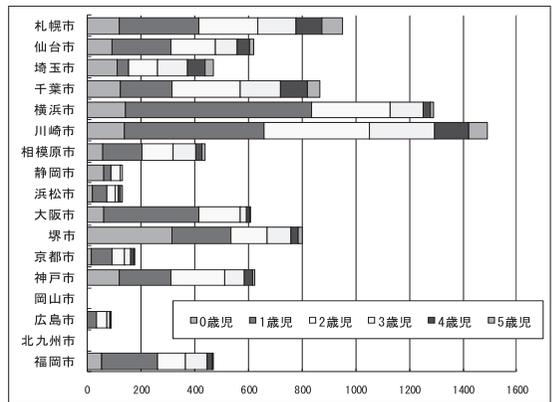


図2 政令指定都市別・年齢別の待機児童数内訳

表2 地方自治体による設置基準の有無

	認可保育所	認可外保育施設
最低基準のみ・指導監督基準のみ	9	7
都道府県による基準あり	1	1
政令指定都市による基準あり	7	7

表3 児童福祉施設最低基準抜粋

第32条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。
1. 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
2. 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。
3. ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

児室の1人あたり面積を1.65, 3.3, 2.475 m² ((1.65 + 3.3) ÷ 2) と定め、最低基準の解釈を明確にしているところが多い。また、0歳児については、1977年の乳児指定保育所制度において採用された基準である、1人あたり5 m²を現在でも内規として残している自治体もみられる。

乳児室の基準については、2012年の最低基準の条例委任を機に2011年に厚生労働省通知が出されている。条例委任にあたっては、それまでの最低基準の項目は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とに区分された。この中で保育室の面積基準は「従うべき基準」とされ、条文の改正はなされなかった。通知では乳児室面積基準の取り扱いについて、「ほふくをする子どもの内訳(見込み)に基づき、ほふくをしない子どもについては乳児室を、ほふくをする子どもに対してはほふく室を確保できるよう、審査すること」「一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること」「一般に、0歳児にあつても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられること」としており、今後の各自治体の条例および内規での対応が期待される。

しかしながら厚生労働省では今回の条例委任と同時に、待機児童対策として用地確保が難しい東京都など都市部の自治体に限り、3年間の制限付きながら面積基準について切り下げを含めて独自に設定してよいとし、35の市区を指定した。これを受けて大阪市では必要に応じ0～5歳児で一人あたり1.65 m²に緩和できる条例を制定した。対象となった自治体のうち条例制定済のものは他に東京都・京都市があるが、東京都では乳児室を3.3 m²と規定しており最低基準以上、京都市では最低基準通りの水準となっている^{1, 2)}。

以上のように日本においては国によって施設基準の最低基準が定められており、地方自治体がそれ以下の基準を設けることは上記の緊急措置を除き許されていない。それに対して、連邦共和国であるドイツ、地方分権の進んでいるスウェーデンにおいては保育所の設置基準は推奨基準として定められている点が大きな相違であり、地方自治体の実情に合わせた運用がおこなわれている。以下にその基準のあり方について述べる。

(2) ドイツの保育行政制度

ドイツは16の州によって構成される連邦共和国

表4 保育室面積にかかわる保育所関連法規の変遷

1948.12.29	児童福祉施設最低基準(厚生省令第63号)が定められる。乳児室の面積は1.65 m ² 以上。ほふく室は3.3 m ² 以上。2歳児以上1.98 m ² 以上。
1977	乳児指定保育所制度創設。0歳児1人あたり5 m ² 。以降、厚生省の指導基準として定着。
1998.4.1	厚生労働省通知「保育所への入所の円滑化について」(児発第73号)が出される。最低基準を下回らないことを条件に年度当初において定員の15%、年度途中においては25%まで入所できるように入所定員の弾力化を実施。
1998.2.13	児童福祉施設最低基準の一部改正。0歳児保育室面積は実質的に5 m ² から3.3 m ² に引き下げ。
2001.3.30	「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に関わる留意事項について」(雇保第11号)。「定員の125%まで受け入れられる」という入所定員の弾力化の枠を撤廃。

表5 認可保育所の面積基準

0歳児室	
5 m ²	札幌市, 仙台市, さいたま市, 大阪市, 神戸市
3.3 m ²	千葉市
2.475 m ²	横浜市, 川崎市, 相模原市
1.65 m ²	京都市
最低基準 (乳児室1.65 m ² , ほふく室3.3 m ²)	静岡市, 浜松市, 堺市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市
1歳児室	
3.3 m ²	札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 大阪市
2.475 m ²	横浜市, 川崎市, 相模原市
1.65 m ²	京都市
最低基準 (乳児室1.65 m ² , ほふく室3.3 m ²)	静岡市, 浜松市, 堺市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市
2,3,4,5歳児室	
3.3 m ²	川崎市
最低基準 (1.98 m ²)	札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 相模原市, 静岡市, 浜松市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市

表6 認可外保育施設の面積基準

0.1歳児室	
3.3 m ²	さいたま市, 大阪市
2.475 m ²	仙台市, 川崎市
指導監督基準 (1.65 m ²)	札幌市, 千葉市, 横浜市, 相模原市, 静岡市, 浜松市, 京都市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市
2歳児室	
3.3 m ²	さいたま市, 川崎市, 大阪市
1.98 m ²	仙台市
指導監督基準 (1.65 m ²)	札幌市, 横浜市, 相模原市, 千葉市, 静岡市, 浜松市, 京都市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市
3,4,5歳児室	
1.98 m ²	さいたま市
指導監督基準 (1.65 m ²)	札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 静岡市, 浜松市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市

である。国家の立法権・行政権は基本的に各州にあり、連邦法では大枠が定められているのみである。保育所（3歳未満児対象、Kinderkrippe）に関しては幼稚園（3～6歳児対象、Kindergarten）とともに福祉施設と位置付けられており、連邦では家族・高齢者・女性・青少年省が担当となっている。州の中には教育を担当する官庁がこれを担当しているところもあり、今回調査対象としたザクセン州でも保育所の担当は文化スポーツ省となっている。これに対し、同じく調査対象としたバーデン＝ヴュルテンベルク州においては労働・社会・家庭・女性・高齢者省という福祉関連の省が担当となっている。

連邦法では地方自治体に対し、保育を必要とする3歳未満児に保育を提供する義務を定めており、2013年からは1～3歳児に保育請求権を付与し、これを強化する方針である。連邦では2013年までに3歳未満児の約38%にあたる75万人に保育施設を提供するという目標を掲げているが、旧西ドイツ地域、旧東ドイツ地域では現在の保育施設の整備状況に大きな開きがある。旧西ドイツに属するバーデン＝ヴュルテンベルク州の州都であるシュトゥットガルト市に対するインタビューによれば、旧西ドイツ地域ではこの目標を達成することは困難な見通しで、シュトゥットガルト市においても2010年現在で26%が満たされているのみであり、目標の達成は困難とのことであった。旧東ドイツのザクセン州の州都であるドレスデン市に対するインタビューでは、保育所の数は旧東時代には充足していたものが、それを統一後ドイツの基準に合わせると不足が生じること、ドレスデン市には流入人口が多く出生率も上昇傾向にあることから保育所の整備を急いでいることがトレンドとして指摘された。

ザクセン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州ともに保育所施設基準は推奨基準として示されているが、実質的な運用としては最低基準として保育室・園庭ともに子ども一人当たり面積が示されている。ただし、ザクセン州のドレスデン市など都市部では、園庭の基準が緩和されるケースもみられた。また、近年保育所は主に保育所および幼稚園を包含するKITA (Kindertagesstätte) として整備されており、これに学童保育所 Hort (Kinderhort) が一体となった施設もみられる。ドレスデン市では近い将来の年少人口減少を見込んでKITAからHortへの転用を見越した設計や、コンテナ式の保育所の設置も

進んでいる。

(3) スウェーデンの保育行政制度

スウェーデンは日本と同様に立憲君主制国家であるが、日本と比較して相当に地方分権が進んでいる。スウェーデンでは1968年より幼保の一元化が実施され、1996年には管轄が社会省から教育省に移され就学前学校 (Förskola) が制度化された。現在では未就学児の希望者全員に就学前学校または家庭型デイケアセンターへの通所が保障され、待機児童はいないとされている。

就学前学校の施設基準は、国によってガイドラインとして示されているのみで、数値の基準は「クラス人数は16～20人程度」などと厳密なものではなく、必要諸室も示されていない。具体的な基準の設定は、それを定めるか否かを含めて地方自治体の裁量に任されている。現在は2005年に示されたガイドラインに沿って各地方自治体が就学前学校の施設環境を管理しており、ストックホルム県に隣接するウプサラ県の県都であるウプサラ市においても2005年より社会委員会に代わり環境課がその役割を担っている。ウプサラ市では施設基準について明確な数字を示していないが、「ローカルプログラム」として一定の数値基準に基づいたモデルとなる設計プランを持っており、新設する就学前学校についてはローカルプログラムに沿った設計がなされている。市ではローカルプログラムを建築家の意見を取り入れてまとめ、国や他の地方自治体に向けて発信しており、NGOなどが各地方自治体の横のつながりを後押ししている。

3.2 0歳児保育の状況

ドイツ、スウェーデン両国ともに育児休業制度の整備が進んでおりその取得割合も高いため、日本と異なり0歳児保育へのニーズは非常に小さい。ドイツでは「親手当」として生後最大14か月になるまで従前手取賃金の67%（上限1800ユーロ、下限300ユーロ）が支給される。このうち一方の親が受け取れる上限は12か月分である。また「親時間」として3年間の育児休業請求権があり、そのうち1年間は子が8歳になるまで繰り延べができる。しかしシュトゥットガルト市担当者へのインタビューでは、実際には3年間の休暇後に元の仕事に戻ることは難しく、そのためにもKinderkrippeの整備が求められているとのことであった。スウェーデンでは

両親合わせて 480 日の育児休業が取得でき、390 日までは所得の 80%、残り 90 日は最低保証額が支給される。期間は子が 8 歳になるまで繰り延べることができ、480 日のうち 60 日ずつが父母に割り当てられている。

4. 施設基準設定の日本との相違

前述のようにドイツ・スウェーデンともに施設基準は国ではなく地方自治体によって定められており、いずれも推奨基準としていながらも実際には最

表 7 ドイツ・スウェーデンにおける保育所設置基準

	ザクセン州 (推奨基準)	バーデン＝ヴュルテンベルク州 (推奨基準)	ストックホルム市	ウプサラ市
子ども一人あたり面積 (屋内)	子ども用のグループ室 3.0 m ² (3 歳未満児) 2.5 m ² (3 歳以上児)	3 歳以上児向け施設 大きな保育室 (約 45 ～ 50 m ²)、 小さな囲われていない部屋 (約 20 m ²) を合わせて 2.4 m ² 、最 低でも 2.2 m ² 年齢の異なる子どもの施設 午睡室 1.5 m ² 以上 (3 歳未満 児・グループ全体で約 40 m ² の 保育室も別途必要) 保育室 (約 40 ～ 50 m ²)、小グ ループ室 (約 20 m ²) を合わせ て 3 m ² 以上 (3 歳以上児)	7.5 m ² (玄関・廊下・おむつ替え スペース・児童用トイレな ど児童のために使われるス ペースを算入する)	8.5 m ² (玄関、クローク、トイレ、 食事室など教育に使用する 面積。廊下を含めるかどう かはケースバイケース) 11.8 m ² (施設全体の面積) ※古い施設にはこれを満た しておらず、一人あたり教 育に使用する面積 6 m ² 程 度の施設もある
グループ室		グループ室は可能な限り 1 階の 外と出入り可能で、屋外遊園へ の直接的出入り口があること		
多目的室	61 人以上の施設で必置	複数のグループの施設に必置 (約 50 ～ 60 m ²) 創造的、芸術活動のための追加 室 (約 20 m ² 、タイル貼り)		
子ども一人あたり面積 (屋外)	10 m ² の遊び場	8 ～ 10 m ² の園庭 ※グループ室は可能な限り 1 階 の外と出入り可能で、屋外遊園 への直接的出入り口があること		20 ～ 40 m ² (全体として 1,500 ～ 2,000 m ²) の園庭 ※市の中心部には一人あた り 10 m ² 程度の施設もある が、公園等で補える。
クラス規模			最適目標 1 ～ 3 歳児クラス：12 人 4 ～ 5 歳児クラス：16 人 上限 1 ～ 3 歳児クラス：14 人 4 ～ 5 歳児クラス：18 人	18 人程度 (15 ～ 22 人)
音環境 (立地)	敷地の境界において 日中 50 dB 未満			50 ～ 70 dB
音環境 (室内)			30 dB	30 dB
照明	300 lx に達すること	窓面が保育室面積の 1/10 以上		
窓の高さ	60 cm を超えないこと			60 cm を超えない窓を 1 つ 以上
温度	保育室 20℃ 以上 トイレ 20℃ 未満		室温 20 ～ 22℃ 床温度 18℃ 前後、16℃ を 下回らないこと FL + 10 と + 110 の温度差 3℃ 以内	室温 22℃ 以上 床温度 20℃ 以下
換気			収容人数 1 人あたり毎秒 7 リットル + 面積 1 m ² あ たり毎秒 0.35 リットル (1 人あたり毎秒 10 リットル を推奨) ラドン濃度 200 ベクレル /m ³ 以下	収容人数 1 人あたり毎秒 7 リットル + 面積 1 m ² あ たり毎秒 0.35 リットル (1 人あたり毎秒 10 リットル を推奨) ※換気量が多ければクラス 人数を増やすことができる

低基準として運用されている。面積基準は保育室面積といった単純な規定のものから、1グループの保育室を複数の部屋に分割して設けることを規定するものまでさまざまである。

面積基準については、上記のように育児休業制度の充実から対象となる子どもは1歳以上がほとんどを占めることから考えると、日本の2歳以上児の保育室基準である一人あたり1.98m²と比較すると相当に広いといえる。

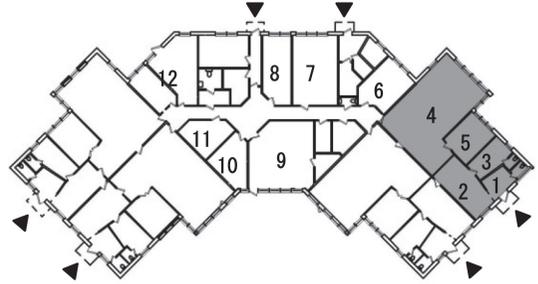
また、日本の最低基準には見られない項目として、音、換気量の規定などがある。スウェーデンでは音についての規定が立地条件に含まれるとともに、室内を静謐に保つための基準が設けられている。換気量は日本でも建築基準法に規定があるが、ウプサラ市では換気量を増やすことで室内に収容する子どもの数を増やせる、というように運用している。

音環境にも深くかかわる項目として、クラス規模に関する規定があげられる。日本ではクラス規模についての規定がなく、子どもに対する保育士の配置基準が3歳児20人に対し保育士1人、4～5歳児30人に対し保育士1人となっていることから、特に3歳以上児について大クラスとなる傾向がある。スウェーデンにおけるクラス規模の基準は日本の実情よりも小さく設定されており、音の問題だけでなく保育の質の観点からも考えていくべき課題であるといえる。

5. プラン上に現れる制約・特徴

バーデン＝ヴュルテンベルク州では保育室について、面積だけでなく部屋を複数設けることを規定している。ザクセン州およびストックホルム市、ウプサラ市においてはそのような規定はないが、視察した施設はいずれも複数の部屋により保育室が構成されていた。グループ室が保育室に連続する形で設けられ、それぞれの施設により違った用途に使用されており、少人数で活動するための部屋、図工室、午睡室などの例が見られた（写真5, 7, 8）。

スウェーデンではクラス規模について国のガイドラインでも言及されているが、クラス編成は年齢ごと、異年齢混合などさまざまである。プラン上の特徴としては、クラスの独立性の高さがあげられる。視察をおこなった施設すべてがクラスごとのアプローチおよびエントランスとそれに続くクロークを持っており、それらは保育室とは別の部屋として独



- 1 風除室 2 クローク 3 トイレ 4 保育室
- 5 保育室(グループ室) 6 図書室 7 調理室
- 8 工作室 9・10 体育室 11 機械室 12 職員室
- 1つのクラスの専用部分

図3 ウプサラ市O就学前学校平面図



写真1 O就学前学校外観



写真2 クラスごとの玄関



写真3 クローク



写真4 保育室



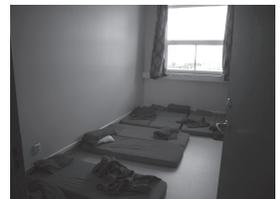
写真5 グループ室



写真6 体育室



写真7.8 保育室とそれに続くグループ室
(ウプサラ市S就学前学校)



立している（図3，写真1～6）。クラスごとに独立したクローク室を設ける意味は気候の条件によることも大きいと考えられるが、複数のクラスで使用する部屋は各クラスのクロークおよび保育室を通り抜けた先にあり、この点においても日本の保育所の空間構成とは異なっている。図3に示したウプサラ市のO就学前学校では、グレーの部分が1つのクラスの専用部分であり、中央部分の体育室，図書室，工作室などを4つのクラスで共用している。

また屋外保育に関する考え方の違いからと推察できるが、ドイツ・スウェーデンいずれもグラウンド状の園庭はなく、自然の地形を生かしたものとなっていることも特徴のひとつにあげられる（写真9，10）。これについては調査対象の自治体いずれも明確な規定はないが、ウプサラ市のローカルプランにおいては、屋外に食事スペースを設けること，園庭を複数のエリアで構成し低年齢児専用のスペースを設けること，人工的に高低差を設けることなどが提案されている（図4）。

6. まとめ

本研究により，児童福祉施設最低基準の解釈の違いから子ども一人あたり面積について地方自治体によって違いが生じていることが明確となった。また，内規として最低基準以上の一人あたり面積を規定していても，定員の弾力化により面積基準が事実上緩和される場合があることを指摘した。さらに，ドイツ・スウェーデンとの比較を通して日本の数値基準および基準項目との差異について検討した結果，日本とは数値基準に差があるばかりでなく，日本にはない基準項目が存在することが明らかになった。具体的な項目としては，クラス規模，音環境，保育室および園庭の設えが基準またはガイドラインとして設けられており，その結果として施設のプランが日本とは異なっている。これらは今後の日本における物的環境指標において検討すべき項目である



写真 9.10 自然の地形を生かした園庭
(ドレスデン市O保育園, スtockホルム市K就学前学校)

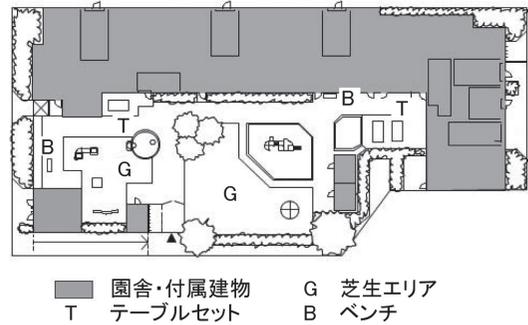


図4 ウプサラ市ローカルプランの園庭モデル

といえよう。

今後は，各地方自治体が条例により最低基準を設定していくことになる。適切な保育空間が確保されるための条例づくりとなるよう望むとともに，その動きに注視していきたい。

謝辞

本研究は，JSPS 科研費 21610022 の助成を受けて行った研究成果の一部です。

参考文献

- 1) 社会福祉法人福岡県母子福祉協会 HP : <http://fukubo.or.jp/momochi/zyoureisakuteihiarinngu3.pdf>
- 2) 毎日新聞 2011.7.15